

令和4年川南町教育委員会第3回定例会会議録

- 1 日 時 令和4年3月30日（水）午前10時20分～午前11時30分
- 2 会 場 川南町生涯学習センター
- 3 出席者 坂本 幹夫教育長、川添 健一教育長職務代理者、
富山 美津子委員、小嶋 久美子委員、本多 京子委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 関係職員 山本博課長、平部至識教育対策監、橋口実課長補佐、緒方恵美文化スポーツ係長
- 6 議 事

○教育長

ただ今から令和4年川南町教育委員会第3回定例会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程についてお諮りいたします。お手元に配付のとおり、議事を進めてよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

それでは日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、申合せにより川添健一委員を指名します。

○川添委員

はい。

○教育長

日程第2「前回の会議録の承認について」を議題とします。既に原案を配付しておりますが、会議録に記載した内容に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。したがって、原案どおり承認することに決定しました。日程第3「報告事項」を議題とします。まず私から行います。1ページを御覧ください。3月の報告事項でございます。3月3日が内申書押印日ということで、教育事務所に行って来ました。4日に3月議会が開会し、8日と9日に一般質問がありました。14日に補正予算が可決しました。16日の中学校卒業式には教育委員の皆様に参加していただきありがとうございました。22日は議会最終日で当初予算等が可決されました。23日に町職員の異動内示があり、内容については議案にて説明します。24日は、小学校卒業式、町地域婦人連絡協議会総会がありました。卒業式への御参加ありがとうございました。25日、小中学校修了式。29日には、社会教育関係で生活学校というものが長年活動をしておりましたが、高齢化とコロナ禍等により、今回をもって解散をしたいとの申し出があり、解散式を兼ねて総会が行われました。本日、教育委員会定例会、13時30分から教職員送別式を文化ホール2階で行います。明日は、町退職者の辞令交付式となっております。4月1日ですが、教職員初任者に対する辞令交付式、町職員の異動辞令交付式が行われます。その後、行政経営会議、初期研修者4名に対しての研修、教職員着任式が午後から行われます。引き続き、町校長会が行われ、ランドセルカバー、

反射たすき贈呈式も行われます。4日が教育課会議、午後には県教育委員会が来られます。7日が交通安全の集い。8日に学校運営協議会委嘱状交付式となっています。11日月曜日が中学校の入学式。12日は小学校の入学式となっています。15日金曜日に、川南湿原の開園式。20日と21日は、宮崎縣市町村教育長連絡協議会総会及び市町村教育委員・教育長会議が予定されています。29日はスポーツ少年団入団式が行われます。それから私設の校長会が13日、教頭会が14日に入りました。私からは以上です。次に課長お願いします。

○課長

2ページをお願いします。

1番目になります。令和4年度一般会計予算の教育委員会関係の主なものを載せています。(1)新中学校設立推進委員会 会議費参加報酬費924千円です。(2)町立中学校統合整備実施計画策定業務委託料として、9,759千円、(3)ガラス飛散防止工事設計委託料(東小・多賀小・山本小)で4,800千円、(4)川南小学校放送設備更新工事で1,500千円、(5)多賀小プールデッキ改修工事2,100千円、(6)ガラス飛散防止工事(川南小・通山小)47,906千円、(7)体育館LED照明設置工事(川南小・通山小・山本小)9,000千円、(8)非常通報装置更新工事(東小・多賀小・山本小)2,100千円、(9)プールろ過装置修繕(多賀小・唐瀬原中)953千円、(10)技術室賃借料(国光原中)令和7年度までリース2,865千円の予算となっています。

2番目になります。

新中学校設立に向けた動きについてです。教育課内に「新中学校プロジェクトチーム」を置き、課内全員で新中学校の進め方について協議を行うとともに学校再編に関する委員会や議会、町民への説明を行うことにしています。

次に「学校再編検討委員会」についてです。これまでも庁舎内の情報共有を図るため委員会を開催しています。会長は、押川副町長、教育委員会からは小嶋委員が委員となっています。他に関係する各課長で構成する委員会が必要な時に開催したいと考えています。

次に「川南町新中学校設立推進委員会」についてです。令和8年度開校に向けて、これから学校運営に必要な様々な事項について検討することになっています。専門部会を6部会設置します。部会員には、小中学校の校長、教頭及び教諭並びにPTA役員等を予定しています。表の中に6つの部会名と主な検討事項を載せていますので御確認いただきたいと思います。

3ページをお願いします。

令和8年度川南町新中学校の開校に向け、年度ごとに取り組むべき内容について、ソフト面とハード面の両方を記載していますので、御確認ください。

私の方からは以上です。

○教育長

次に、教育対策監をお願いします。

○対策監

まず、児童生徒の状況についてです。

3月1日現在、本町の児童生徒数は、合計1286名であります。児童生徒の生命に係る事故や問題等については、特にあがってきておりません。

フロンティアルームには、現在5名の児童生徒が通室しております。

次に教職員の状況についてですが、本年度、交通事故が9件、交通違反が4件ございました。カッコの中の数字は昨年度の件数であります。これからも職員朝会等の折に、管理職から職員への交通安全に対する意識付けを図っていただこうと考えております。

これまでの行事ですが、そこに載せてあるとおりでございます。

今後の行事ですが、1日が町教職員着任式と校長会、7日が始業式、11日が中学校の入学式、12日が小学校の入学式、13日に町校長会、14日に町教頭会、26日に町教育研究所の開所式、そして27日に教育委員会定例会が計画されております。

その他でございます。一つ目の〇、令和4年度ふるさと川南の教育の確実な推進についてであります。2月に行われた教育委員会定例会で承認していただきました「令和4年度ふるさと川南の教育」を各学校が意識して取り組んでいくよう4月の校長会で説明をしたいと考えております。

次に、来年度の川南町教育委員会が計画する学校訪問についてであります。別紙1ページの2の学校訪問の内容のところを御覧ください。(1)の視察訪問ですが、来年度は国光原中学校区、(2)の学校支援訪問、従来方式は唐瀬原中学校区になります。本年度と逆になります。3のその他の(3)に書いてありますとおり、重点支援校訪問につきましては、次年度は各学校において宮崎大学と連携を図りながら校内研究を進めて参りますので、本町における該当校はございません。

続いて、別紙2ページを御覧ください。家庭へのタブレット端末の持ち帰りに係るスケジュール案であります。家庭へのタブレット端末の持ち帰りにつきましては、1のねらいのところにありますとおり、一つは臨時休業等の長期化による児童生徒の心のケアと学びの保障、もう一つのねらいは、家庭におけるタブレット端末の利活用の推進であります。次年度の主なスケジュール案は、表のとおりです。

町教委のスケジュールは、4月から5月にかけて、GIGAスクールサポーターの再配置に係る予算書及び仕様書等の作成を行います。そして6月の補正で挙げていきます。その後、本年度同様の体制のもと、サポートを行っていくこととなります。それから、4月から5月にかけて家庭のWi-Fi環境整備に係る予算書等を作成し、その後ルーターの貸し出し方法や通信費の負担等などの支援策を協議し、9月補正で挙げていきたいと思っております。それを受けて、Wi-Fi環境がない家庭に対して支援をして参ります。

続きまして、中段の学校についてです。4月から9月にかけて小学3年生以上はオフラインによる家庭学習と、オンライン授業訓練を行っていただきます。10月からはオフラインによる家庭学習を継続とともに、校長先生方の判断により、オンラインによる家庭学習にも取り組んでいただければと考えております。家庭については、御覧ください。最後に3のその他についてですが、家庭にタブレット端末を持ち帰るための専用バッグ、ランドセルに入れるタイプを5月までに配付することとしております。

4ページにお戻りください。年度末の生徒指導等の充実についてであります。不登校傾向及び不登校の児童生徒への配慮をお願いしております。あわせて、これまで同様、3

密を避ける、手洗いの励行、手指のアルコール消毒、十分な喚起を行うなど新型コロナウイルス感染症対策の徹底をお願いしています。

最後の○、令和4年度の学校の姿についてであります。別紙3ページを御覧ください。昨年度と変更になったところを中心に説明して参ります。

川南小ですが、上から3つ目にありますLD/ADHDの通級指導教室が来年度から開設されます。一番下の熊本県で行われる体育・保健体育指導力向上研修に徳原先生が派遣されます。通山小は、新規採用の先生が1名配置になります。東小は昨年度に引き続き、新規採用の先生が1名配置になりますが、県外での勤務経験があるベテランの先生が赴任します。多賀小にも新規採用の先生が1名配置になっております。山本小には念願の町事務が配置され、多賀小との兼務が解消されます。唐瀬原中学校は、県からICT活用推進モデル校に指定されております。また、令和4年度の教職員中央研修に主幹教諭の神崎先生が派遣されます。それから、県教育研修センターが主催します中堅教員研修で中村先生が講師を務めることになっております。国光原中には、新しくスクールカウンセラーとして、岩切隆志さんが着任されます。

以上で、私の説明を終わります。

○教育長

これまでの報告事項に対する質疑はありませんか。

○川添委員

川南小学校の徳原先生の派遣期間はどの程度ですか。

○対策監

熊本県で1週間程度になる予定です。

○教育長

その他質疑はありませんか。

○本多委員

唐瀬原中の神崎先生の派遣期間はどの程度ですか。

○対策監

同じく1週間程度の予定です。コロナ感染症の状況では、オンライン会議になる可能性もあります。

○教育長

その他質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

他に質疑がなければ報告事項を終わります。日程第4、報告第1号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

報告第1号につきましては、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく専決処分しました、県費負担市町村職員の任免その他進退に係る内申について、教育委員会事務委任規則第4条第2項の規定により教育委員会の会議に報告し、その承認を求めるものでございます。専決第1号は、〇〇〇〇氏を〇〇〇〇学校の臨時的任用職員に内申するものです。

なお、期間は、令和4年3月1日から令和4年3月31日までです。

よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから報告第1号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、報告第1号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」は、原案のとおり、承認されました。日程第5、報告第2号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

報告第2号につきましては、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく専決処分しました、県費負担市町村職員の任免その他進退に係る内申について、教育委員会事務委任規則第4条第2項の規定により教育委員会の会議に報告し、その承認を求めるものでございます。専決第2号は、〇〇〇学校の〇〇〇〇氏の復職について内申するものです。

なお、復職日は、令和4年4月1日です。

よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○川添委員

どの程度の期間休まれましたか。

○課長補佐

今年度は、丸々一年お休みになりました。病気治療によるものです。

○教育長

その他質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから報告第2号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、報告第2号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」は、原案のとおり、承認されました。日程第6、報告第3号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

報告第3号につきましては、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく専決処分しました、川南町図書館協議会委員の解嘱について、教育委員会事務委任規則第4条第2項の規定により教育委員会の会議に報告し、その承認を求めるものでございま

す。専決第3号は、当該職員である山倉久子氏を川南町図書館協議会委員の委嘱を解くものです。

よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから報告第3号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、報告第3号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」は、原案のとおり、承認されました。日程第7、報告第4号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

報告第4号につきましては、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく専決処分しました、川南町図書館協議会委員の委嘱について、教育委員会事務委任規則第4条第2項の規定により教育委員会の会議に報告し、その承認を求めるものでございます。専決第4号は、当該職員である小野智充氏を川南町図書館協議会委員に委嘱するものです。

なお、委嘱期間は、令和4年3月1日から令和4年5月31日までです。

よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから報告第4号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、報告第4号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」は、原案のとおり、承認されました。日程第8、報告第5号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

報告第5号につきましては、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく専決処分しました「学校県費負担教職員の異動内申について」、教育委員会事務委任規則第4条第2項の規定により教育委員会の会議に報告し、その承認を求めるものでございます。

専決第5号は、学校県費負担教職員の異動内申についてです。異動内申書は、別紙のとおりでありますので、御確認ください。

よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから報告第5号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、報告第5号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」は、原案のとおり、承認されました。日程第9、報告第6号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

報告第6号につきましては、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく専決処分しました「県費負担市町村職員の任免その他進退に係る内申について」、教育委員会事務委任規則第4条第2項の規定により教育委員会の会議に報告し、その承認を求めるものでございます。

専決第6号は、当該職員に〇〇〇〇氏を〇〇〇学校臨時的任用職員について内申するものです。

期間は、令和4年4月1日から令和4年9月30日までです。

よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから報告第6号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、報告第6号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」は、原案のとおり、承認されました。日程第10、報告第7号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

報告第7号につきましては、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく専決処分しました「県費負担市町村職員の任免その他進退に係る内申について」、教育委員会事務委任規則第4条第2項の規定により教育委員会の会議に報告し、その承認を求めるものでございます。専決第7号は、当該職員である次の9名について内申するものです。

〇〇〇〇氏を〇〇〇学校臨時的任用職員に内申するものです。

期間は、令和4年4月1日から令和4年12月24日までです。

次に、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏を〇〇〇学校臨時的任用職員に内申するものです。

期間は、令和4年4月1日から令和4年9月30日までです。

次に、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏を〇〇〇学校臨時的任用職員に内申するものです。
期間は、令和4年4月1日から令和4年9月30日までです。

次に、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏を〇〇〇学校臨時的任用職員に内申するものです。
期間は、令和4年4月1日から令和4年9月30日までです。

以上です。よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○小嶋委員

期間の違いがあるのはどのようなことでしょうか。

○課長補佐

お一人違うのは、育児休業に伴う補充のため、育児休業期間に合わせていることにより
ります。

○教育長

その他質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから報告第7号について、採決します。お諮りしま
す。本案は、原案のとおり承認することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、報告第7号「専決処分の報告及び承認を求める
について」は、原案のとおり、承認されました。日程第11、報告第8号「専決処
分の報告及び承認を求めるについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明
を求めます。

○課長

報告第8号につきましては、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく専決処
分しました「県費負担市町村職員の任免その他進退に係る内申について」、教育委員会
事務委任規則第4条第2項の規定により教育委員会の会議に報告し、その承認を求め
るものでございます。

専決第8号は、当該職員である次の4名について内申するものです。

〇〇〇〇氏を〇〇〇学校会計年度任用職員に内申するものです。

期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までです。

次に、〇〇〇〇氏を〇〇〇学校臨時的任用職員に内申するものです。

期間は、令和4年4月1日から令和4年9月30日までです。

次に、〇〇〇〇氏を〇〇〇学校臨時的任用職員に内申するものです。

期間は、令和4年4月1日から令和4年12月31日までです。

次に、〇〇〇〇氏を〇〇〇学校臨時的任用職員に内申するものです。

期間は、令和4年4月1日から令和4年9月30日までです。

以上です。よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありません
か。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから報告第8号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、報告第8号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」は、原案のとおり、承認されました。日程第12、報告第9号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

報告第9号につきましては、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく専決処分しました専決第9号及び第10号の「県費負担市町村職員の任免その他進退に係る内申について」、教育委員会事務委任規則第4条第2項の規定により教育委員会の会議に報告し、その承認を求めるものでございます。

専決第9号は、当該職員である次の4名について内申するものです。

〇〇〇〇氏を〇〇〇学校会計年度任用職員に内申するものです。

期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までです。

次に〇〇〇〇氏を〇〇〇学校臨時的任用職員に内申するものです。

期間は、令和4年4月1日から令和4年9月30日までです。

次に、〇〇〇〇氏を〇〇〇学校臨時的任用職員に内申するものです。

期間は、令和4年4月1日から令和4年9月30日までです。

次に、〇〇〇〇氏を〇〇〇学校臨時的任用職員に内申するものです。

期間は、令和4年4月1日から令和4年4月18日までです。

以上です。よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

次に専決10号は、当該職員に〇〇〇〇氏を〇〇〇〇学校任用職員の育児休業の承認について内申するものです。

期間は、令和4年4月19日から令和5年7月31日までです。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから報告第9号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、報告第9号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」は、原案のとおり、承認されました。日程第13、議案第1号「令和4年度学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

議案第1号令和4年度学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱についてです。

川南町学校管理規則第31条第3項の規定により令和4年度学校医、学校歯科医及び

学校薬剤師を次のとおり委嘱するものです。

学校医の委嘱についてです。喜多保一郎氏を内科医に、蟻塚高生氏を眼科医に、鳥原康治氏を耳鼻科医に委嘱するものです。担当は、3者とも小・中学校7校です。

委嘱期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までです。

次に学校歯科医の委嘱についてです。濱本伸治氏と三浦誠志氏を学校歯科医に委嘱するものです。

担当は、濱本氏が小学校5校で三浦氏が中学校2校になります。

委嘱期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までです。

次に学校薬剤師の委嘱についてです。長船克彦氏、森岡栄一氏、江上郁代氏を学校薬剤師に委嘱するものです。

長船氏が、通山小・多賀小・国光原中を担当し、森岡氏が川南小・山本小を担当、江上氏が東小・唐瀬原中を担当します。

期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までです。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○川添委員

たかなべ耳鼻咽喉科が出来る前の耳鼻科担当医は誰が担っていたのですか。

○課長補佐

不在だったようです。

○教育長

その他質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから議案第1号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、議案第1号「令和4年度学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について」は、原案のとおり、可決されました。日程第14、議案第2号「川南町指定文化財の指定について」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

議案第2号川南町指定文化財の指定についてです。川南町文化財保護条例（昭和48年条例23号）第9条第1項の規定により、町の文化財に「川南の天龍梅」を指定するものです。

施行は、令和4年4月1日からです。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○本多委員

町の指定文化財に指定されると何がどのようにかわるのでしょうか。

○緒方係長

これまでは、観光地ということで産業推進課が所管しておりましたが、文化財に指定することで、教育委員会に所管が移り、川南の天龍梅としてきめ細やかな管理ができるようになります。

○教育長

その他質疑はありませんか。

○川添委員

指定するまでに時間が掛かったのではないですか。

○緒方係長

これまでの経緯は、令和2年の7月定例会に文化財保護審議会への諮問について議案を提出し、可決後、諮問を行いました。その審議の際、純粋な品種であるのか、枝を人工的に作っているのではないか等の疑義があり、審議が継続されていきました。今回は、DNA鑑定の結果、新富町の座論梅同様の品種臥龍梅との結論が出ましたので、指定との答申をいただきました。

○教育長

その他質疑はありませんか。

○富山委員

12本中10本が指定ということですが、残りの2本はどのような扱いになりますか。

○緒方係長

根が繋がっている状況なので、今のところは同じように管理する予定です。

○教育長

その他質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから議案第2号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、議案第2号「川南町指定文化財の指定について」は、原案のとおり、可決されました。日程第15、議案第3号「川南町新中学校設立推進委員会設置規則を定めるについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

議案第3号川南町新中学校設立推進委員会設置規則を定めるについてです。

この規則は、川南町附属機関の設置に関する条例（令和4年川南町条例第2号）第2条の規定に基づき、川南町新中学校設立推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものです。内容については、報告事項で説明したとおりです。

この規則は、公布の日から施行することにしております。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○富山委員

委員会の委員の数が50人以内となっていますが、教育委員会が必要と認める者とは、どのような人になりますか。

○課長

正式に決めた訳ではありませんが、6部会に8名の方を配置したいと考えております。両中学校の校長、教頭及び教務主任並びに小中7校のPTA役員にお願いしようかと考えておりますが、部会によっては人数の増減が出てくるかもしれません。教育委員会が必要と認める者を、現時点では選定しておりませんが、会議が進み必要が出てきた場合は依頼することになります。

○教育長

その他質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから議案第3号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、議案第3号「川南町新中学校設立推進委員会設置規則を定めるについて」は、原案のとおり、可決されました。日程第16、議案第4号「辞令発令について」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

この議案は、令和4年4月1日付け人事異動等の辞令となります。内容につきましては、議案書のとおりとなります。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから議案第4号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、議案第4号「辞令発令について」は、原案のとおり、可決されました。日程第17、「その他」に入ります。まず事務局から連絡等があればお願いします。

○課長補佐

区域外就学申請の承認がありましたので御報告します。別紙でお配りしているA4横書きの資料で御確認ください。

○教育長

ただいま報告がありました。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

○教育長

教育委員の皆様から何かありませんか。

○小嶋委員

現状把握と問題提起をさせてください。特別支援学級に在籍している児童生徒は、通常学級にも在籍されていると思いますが、通常学級にも名簿がありますよね。

○教育長

あります。

○小嶋委員

その時に、名簿順が通常学級の児童生徒、その後に特別支援学級の児童生徒となっているのを見ます。例えば、卒業式の際に、五十音順でいけば、ここで呼ばれるはずなのに、最後に回されているという場面です。これは、すべての学校が同じ対応をしているのか、普段の学校生活でも同じような取扱いなのか、少し違和感を覚えました。無意識のうちに特別支援学級は、通常学級の後という刷り込みがされてしまうのではないかと危惧します。事務的にはメリットがあるのだと思いますが、事務作業とは別に名前を呼ぶ場面などは、五十音順の名簿の中に入れて対応ができないのかと思ひまして、現状把握をしたいと考え意見をしました。今日の回答は難しいと思いますので、各学校に確認していただけたらと思います。

○教育長

本町は、基本的に男女混合名簿を採用しているのですが、外に触れるものについては、すべてを含めて五十音順の名簿にする方がよいと思います。しかし、あくまでも校長の判断となります。今後、小嶋委員の意見を踏まえ、各校から状況を聞き取りたいと思います。

○教育長

他に質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

他になければ次回定例会の日程についてお諮りします。次回は、4月27日としてよろしいですか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なし、ということで次回定例会の日程につきましては、4月27日水曜日9時30分から行うことに決定しました。これで、令和4年第3回川南町教育委員会定例会を閉会します。お疲れ様でした。

上記は、川南町教育委員会のでん末に相違ないことを証明する。

令和4年4月27日

川南町教育委員会 教育長

坂本幹夫

川南町教育委員会 教育委員

川添健一